

第6章 計画の推進にあたって



市の関係部署及び社協との連携を深め、地域住民・福祉事業者・福祉活動団体等との協力の下、この計画に定める施策を推進します。また、地域福祉計画推進委員会を設置して進行管理及び評価を行い、その結果について広く情報発信を図ります。

(1) 地域福祉計画推進委員会

地域住民・福祉事業者・福祉活動団体の代表者等で構成する委員会を設置します。定期的に会議を開催して計画事業の進行管理及び評価を行います。



(2) 地域福祉計画推進コア会議

市の関係部署の担当者及び社協職員による会議を定期的に開催し、推進施策に関する情報共有・意見交換を行うとともに、各分野に共通して取り組むべき福祉課題などについて協議検討します。